

公共工事の執行に係る 沖縄総合事務局の取り組みについて

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部
技術管理課

- 1．建設業における働き方改革
- 2．労務単価の見直しについて
- 3．建設キャリアアップシステム
- 4．建設資材等の高騰対策について

1. 建設業における働き方改革

新3Kを実現するための直轄工事における取組

- 建設業の新3K（給与・休暇・希望）を実現するため、沖縄総合事務局において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□ 賃上げを表明した企業に加点措置（総合評価落札方式）

- ・ R4.4.1以降に契約締結する総合評価落札方式の全ての工事・業務
 - ・ 従業員に対する目標値以上の賃上げを表明した入札参加者に対して加点。
 - ・ 達成状況を確認し、未達成の場合は、加点する割合よりも大きく減点。
- <これまでの実績（賃上げ表明の割合）>
- ✓ R4年度：約7割
 - ✓ R5年度：約9割
 - ✓ R6年度：約9割

□ キャリアアップシステム（CCUS）の義務化及び活用推奨モデル工事

- ・ R2年度から一般土木（WTO）を対象において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。
- ・ R5年度以降は、一般土木（WTO、B、C）、As舗装（A、B）、PC工事を対象に拡大して継続実施。

休暇

□ 週休2日対象工事

- ・ 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。
- <これまでの実績>
- ✓ 94件（R1年度）→91件（R2年度）→85件（R3年度）→107件（R4年度）→99件（R5年度）→87件（R6年）
- ・ R7年度は原則全ての工事を「完全週休2日」として公告。

□ 適正な工期設定指針

- ・ 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。
- <主な内容>
- ✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮
 - ✓ 余裕期間制度の原則活用
 - ✓ 受発注者間の工事工程の共有
 - ✓ 条件明示の公表

希望

□ i-Constructionの推進

- ・ 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- <これまでの実績（主な工種 土工、舗装等）>
- ✓ R3年度：7件
 - ✓ R4年度：15件
 - ✓ R5年度：30件
 - ✓ その他、BIM/CIM活用、規格の標準化、施工時期の平準化、新技術の活用などを推進。

□ 中長期的な発注見通しの公表

- ・ 改正品確法を踏まえ、R2年度より中長期的な工事発注見通しを作成・公表。

週休2日工事の実施状況(～令和6年度)

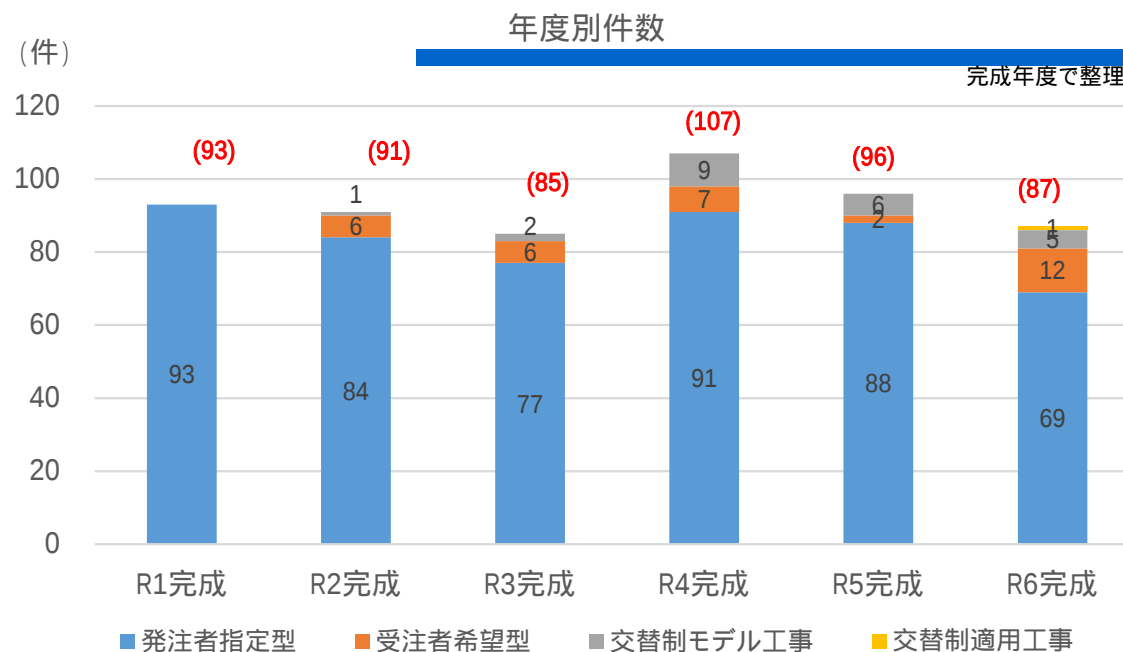
- 令和元年度以降、週休2日の取り組みは、達成状況が増加傾向となっている。
令和6年度完成工事において工期内での4週8休の達成率は、約99%(87件中86件で達成)となっている。
- 令和7年度は、週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現のため、原則全ての工事を完全週休2日で発注予定。

週休2日対象工事

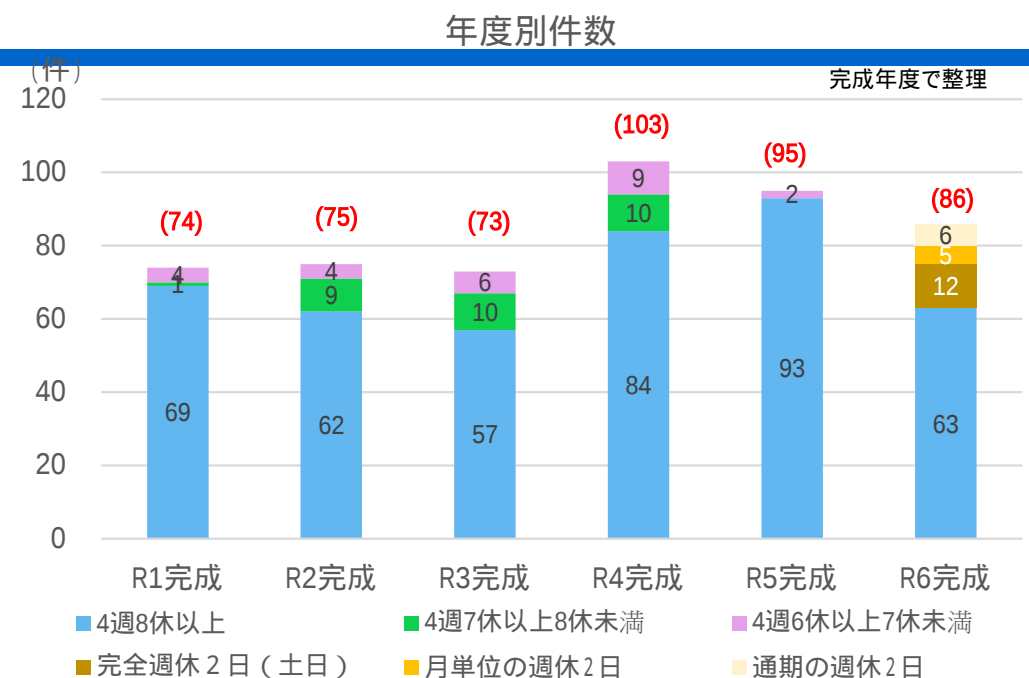
工事完成年度で整理

週休2日達成状況

工事完成年度で整理

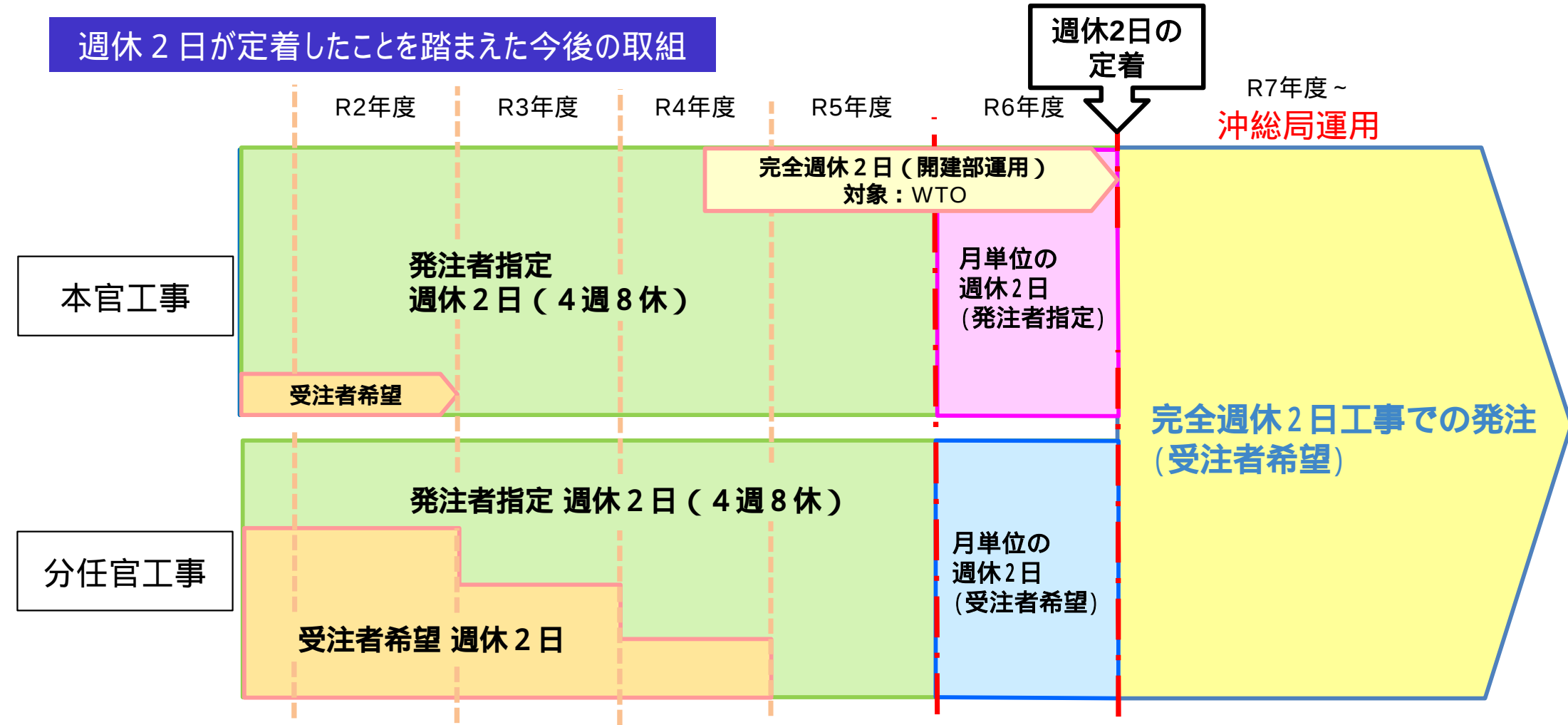


「交替制モデル工事」は令和5年発注工事まで
上記の集計は、港湾空港事業除く



「4週8休以上」「4週7休以上8休未満」「4週6休以上7休未満」は令和5年発注工事まで
「完全週休2日(土日)」「月単位の週休2日」「通期の週休2日」は令和6年発注工事
上記の集計は、港湾空港事業除く

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- R7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。



1. 対象工事

令和6年4月からの労働基準法時間外労働規制適用を踏まえ、週休2日の「質の向上」の拡大を推進するため、令和7年度は、原則全ての工事で完全週休2日工事として発注。

- 完全週休2日
- : 対象期間の全ての週において、週2日の現場閉所を実施することをいう。
- 月単位の週休2日
- : 「土曜日・日曜日・祝祭日」を問わず、全ての月で28.5% (8日 / 28日) 以上の現場閉所を実施することをいう。
- 月単位の交替制
- : 通年維持工事等の現場閉所が困難な工事については、「交替制適用工事」として、現場に従事した技能者及び技能労働者の平均休日日数の割合が全ての月で28.5% (8日 / 28日) 以上を確保することをいう。

2. 間接工事費の補正

当初発注時より、週単位 (完全週休2日) 達成を前提とした補正経費 (下表) を計上し、週単位 (完全週休2日) を達成できなければ、達成状況に応じて補正分を減額変更。

閉所型工事

補正係数		週単位 (完全週休2日 (土日))	月単位の週休2日以上 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
	労務費	1.02	1.02	補正無し
	共通仮設費率	1.02	1.01	補正無し
	現場管理費率	1.03	1.02	補正無し

交替制工事

補正係数		週単位 (完全週休2日)	月単位の週休2日以上 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
	労務費	1.02	1.02	補正無し
	現場管理費率	1.03	1.02	補正無し

3. 工事成績等

工事成績評定の評価については、受注者側に明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には、必要に応じ工事成績の減点措置を実施。

R 6 年 4 月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた 5 つの支援メニューを実施

「工事書類スリム化のポイント」の横展開



北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州

工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化 (ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「工事書類スリム化のポイント」を踏まえ、各地方整備局ごとにリーフレット等を作成し、**受発注者の隅々まで展開**



- ・ 冊子化して各種会議・事務所で配布
- ・ 受発注者が互いに所持

「書類限定検査」（44→10種類）の原則化

通常検査

検査書類

44種類
検査時に準備

まで3
割程度
削減

書類限定検査

検査書類

10種類のみ
検査時に準備

※その他の確認は、
施工プロセスチェック等
で代用

書類限定検査のイメージ

(R4実績調査)

現状



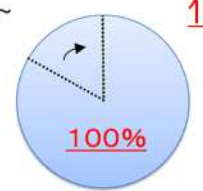
17%
1,128件

83%
5,624件

(n=6,938件)
※対象外: 186件

□ 活用有 □ 活用無

R6~



100%

○ 完成工事における工事検査書類を 44 種類から 10 種類に限定する工事を「原則、実施」することとし、「書類限定検査」として標準化

『2024働き方改革対応相談窓口』の設置について

- 各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口
- 『2024働き方改革対応相談窓口』を設置

地域	名称	相談窓口	電話番号	URL
北海道	●相談窓口	●部課課	●●●●●	https://www.~
東北	2024働き方改革相談窓口	●●●●●	●●●●●	https://www.~
関東	●相談窓口	●●●●●	●●●●●	https://www.~
北陸	●●●●●	●●●●●	●●●●●	https://www.~
中部	●●●●●	●●●●●	●●●●●	https://www.~
近畿	●●●●●	●●●●●	●●●●●	https://www.~
中国	●●●●●	●●●●●	●●●●●	https://www.~
四国	●●●●●	●●●●●	●●●●●	https://www.~
九州	●●●●●	●●●●●	●●●●●	https://www.~

各地整の2024働き方改革対応相談窓口（仮称）一覧（イメージ）

書類関係業務の積算計上

- 工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で分析を進め、積算の更なる適正化を推進

工事関係書類の様式の展開

- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う



令和5年度 秋季 九州沖縄ブロック土木部長等会議

- **全ての工事及び業務を対象**に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**
- 標準項目として、**「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」**を設け、現場環境改善に努める

(1) 目的

令和6年度より建設現場においても、**時間外労働規制が適用**されることを踏まえ、**全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施**し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。 【各地方整備局の取組事例】

会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない
(具体的な時間を設定)

- ・打合せはWEB会議等の活用にも努めること。

業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

・マンデー・ノーピリオド:月曜日を依頼の期限日としない
・ウェンズデー・ホーム:水曜日は定時の帰宅を心掛ける
・フライデー・ノーリクエスト:土・日曜に休暇が取れるように
金曜日には依頼しない
・ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング:
昼休みや午後5時以降の打合せをしない
・イブニング・ノーリクエスト:定時間際、定時後の依頼、
打合せをしない
フォローアップ:業務完了後、2週間以内に実施状況報告
を技術管理課へ報告

など

(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、**柔軟性をもった取組とすること。**
工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。**

○沖縄総合事務局では、コロナ禍における非接触型の取り組みの一環として、令和3年度よりICT技術を活用した遠隔臨場を実施。

○令和4年度より、監督立会等は、通信環境が整わない現場を除き、原則全ての工事で遠隔臨場を実施。

○令和6年度より、完成検査等は、原則全ての検査を遠隔臨場とする。なお、現場条件や検査項目の適用性を踏まえ、従来方法(対面書面検査・現場実地検査)により検査を実施する選択も可能とする。

○遠隔臨場の活用により、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減など、受発注者双方にとって、業務の効率化につながることを確認。

ICT技術(Webカメラ)を活用した遠隔による現場確認事例

【南部国道】電線共同溝工事



段階確認 事務所

【北部国道】橋梁架替工事



材料確認 現場

【南部国道】電線共同溝工事



現場密度試験 現場

【現場の声】

● 施工者（受注者）

< 効果 >

- ・立会時間の短縮。（施工の手待ちの短縮）
- ・緊急時の現場確認の迅速化。
- ・立会順序を予め設定出来るため、円滑な立会が可能。

< 課題 >

- ・配筋確認の際、立会内容が多く黒板準備に時間を要す。
- ・測量機器(光波)等を使用しての立会が難しい。
- ・通信環境が不安定時に不具合が多々生じる。

【北部国道】函渠工事



ウェアラブルカメラ



配筋検査



カメラによる配信画像 現場

● 監督員（発注者）

< 効果 >

- ・現場への移動時間の削減(交通事故の軽減)。
- ・狭小部もカメラで確認が可能。

< 課題 >

- ・カメラの視野が狭いため、状況把握に難点あり。
- ・出来栄等、カメラ性能、通信環境に左右される可能性がある。

余裕期間制度の取り組み

- 余裕期間は、契約ごとに、6ヶ月を超えない範囲内で設定することができ、工期の始期もしくは、工期の終期を発注者または受注者が選択できる制度。
- 柔軟な工期設定を通して、建設資材や建設労働者などが確保でき、受注者視点からの平準化に資する。
- 令和6年度発注工事では、88%の工事において余裕期間を活用。

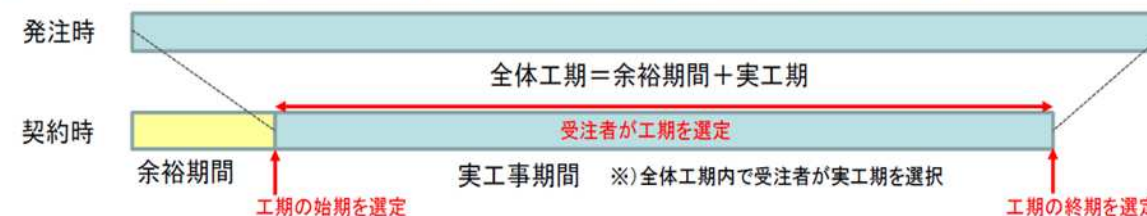
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

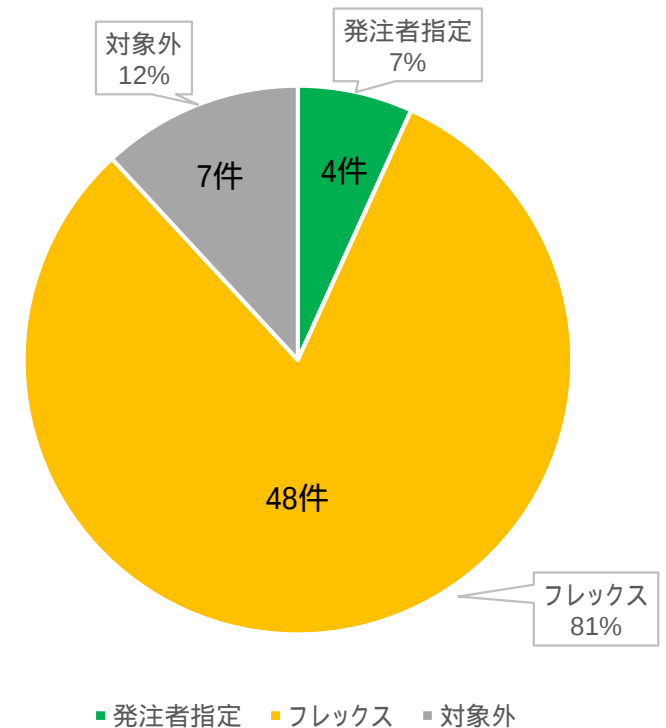


③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ：6ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の専任： 余裕期間内は、主任又は監理技術者の専任不要。
(但し、資機材の発注は可、現場搬入不可)

余裕期間の適用状況（令和6年度）



開建部(営繕・空港・港湾除く)と4事務所(国道2事務所、ダム、公園)を集計
通年維持工事については集計対象より除外

2 . 労務単価の見直しについて

- 単価設定のポイント
- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定

(2) R6,4月から適用されている**時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用**を反映

全国と沖縄県の比較

労務単価の平均値は、全国平均より若干高くなっている。

全職種

全国 (24,852円) 令和6年3月比 ; + 6 . 0 % (平成24年度比 ; + 8 5 . 8 %)

沖縄 (25,566円) 令和6年3月比 ; + 6 . 4 % (平成24年度比 ; + 8 8 . 5 %)

主要12職種

全国 (23,237円) 令和6年3月比 ; + 5 . 6 % (平成24年度比 ; + 8 5 . 6 %)

沖縄 (24,262円) 令和6年3月比 ; + 4 . 8 % (平成24年度比 ; + 8 5 . 6 %)

(主要12職種)

職種		平均値	令和6年度比	職種		平均値	令和6年度比
特殊作業員	全国	27,035	5.6%	運転手(一般)	全国	24,605	5.4%
	沖縄	26,200	3.4%		沖縄	27,500	4.0%
普通作業員	全国	22,938	5.3%	型枠工	全国	30,214	5.1%
	沖縄	22,300	4.0%		沖縄	31,100	4.2%
軽作業員	全国	18,137	6.8%	大工	全国	29,019	6.3%
	沖縄	17,100	6.4%		沖縄	-	-
とび工	全国	29,748	4.8%	左官	全国	29,351	6.8%
	沖縄	33,300	4.2%		沖縄	30,700	7.2%
鉄筋工	全国	30,071	5.9%	交通誘導警備員A	全国	17,931	5.7%
	沖縄	30,500	4.3%		沖縄	15,300	4.6%
運転手(特殊)	全国	28,092	5.0%	交通誘導警備員B	全国	15,752	5.7%
	沖縄	29,700	3.7%		沖縄	13,000	4.6%

近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

伸び率は単純平均値より算出

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	H24比
主要12職種(全国)	+15.3%→	+6.9%→	+3.1%→	+6.7%→	+2.6%→	+2.8%→	+3.7%→	+2.3%→	+1.0%→	+3.0%→	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%
全職種(全国)	+15.1%→	+7.1%→	+4.2%→	+4.9%→	+3.4%→	+2.8%→	+3.3%→	+2.5%→	+1.2%→	+2.5%→	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
全職種(沖縄)	+12.3%→	+6.0%→	+6.7%→	+5.1%→	+3.4%→	+3.8%→	+5.7%→	+4.1%→	+0.4%→	+1.2%→	+1.8%	+7.1%	+6.4%	+88.5%

3 . 建設キャリアアップシステムについて

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

人材確保

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもて、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



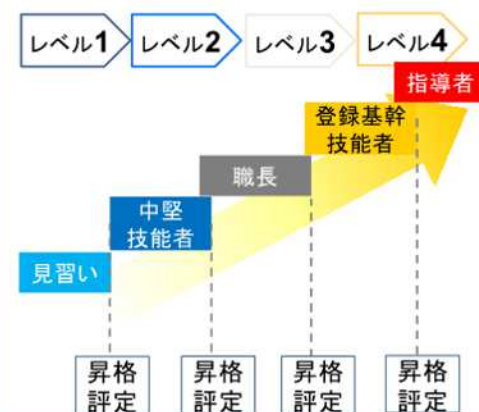
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)するとともに、その達成状況に応じて工事成績評定を加点 / 減点(減点は義務化のみ)するモデル工事を実施しているところ。

2. 対象工種

- ・令和2年度から一般土木(WTO)を対象にCCUSの活用試行工事を開始。
- ・令和4年度は、一般土木(B,C等級)、PC上部工、アスファルト舗装(A,B等級)を対象として試行を拡大(発注件数の約50%)。
- ・**令和5年度から過年度の3工種において、全ての発注工事を対象に引き続き試行実施する。(令和6年度継続)**
- ・参考)R6実績:一般土木(義務化0件、活用推奨12件)、PC上部工(義務化0件、活用推奨1件)、アスファルトA,B等級(活用推奨12件)

3. 試行内容

(1)特記仕様書に条件明示

CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
工事期間中の平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努めること
上記 ~ の全ての指標の達成状況により、工事成績評定で加点 / 減点

(2)施工段階

特記仕様書に定めた時期(初回6ヶ月後、以降3ヶ月毎)に以下をそれぞれ確認。確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ **事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)**

(3)工事成績評定(工事完成検査/成績評定時)

特記仕様書に記載された ~ の全ての指標の達成状況により工事成績評定で加点 / 減点

全ての指標目標を達成: 1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合はさらに1点加点)

最低基準未達成の場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満): 1点減点(義務化のみ)

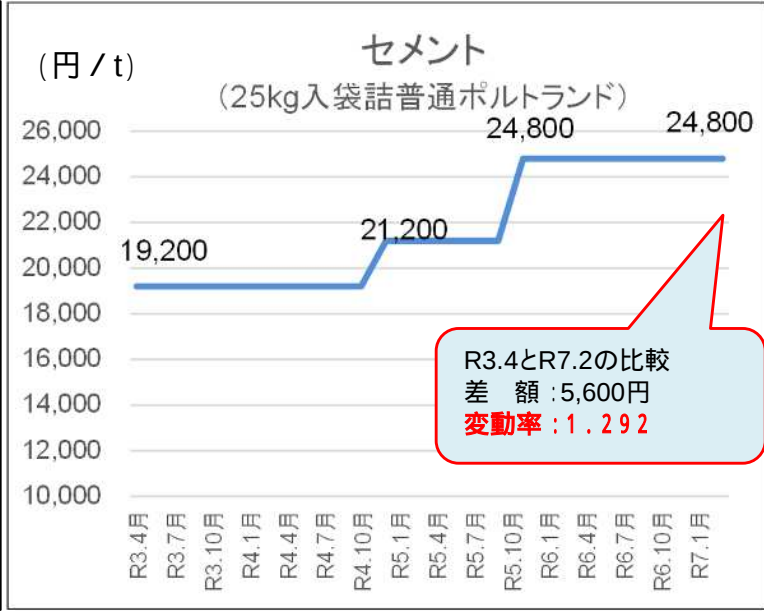
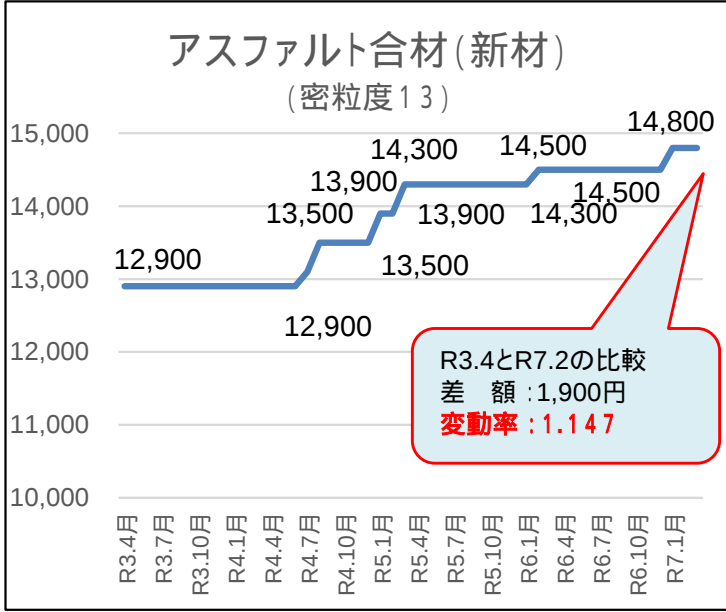
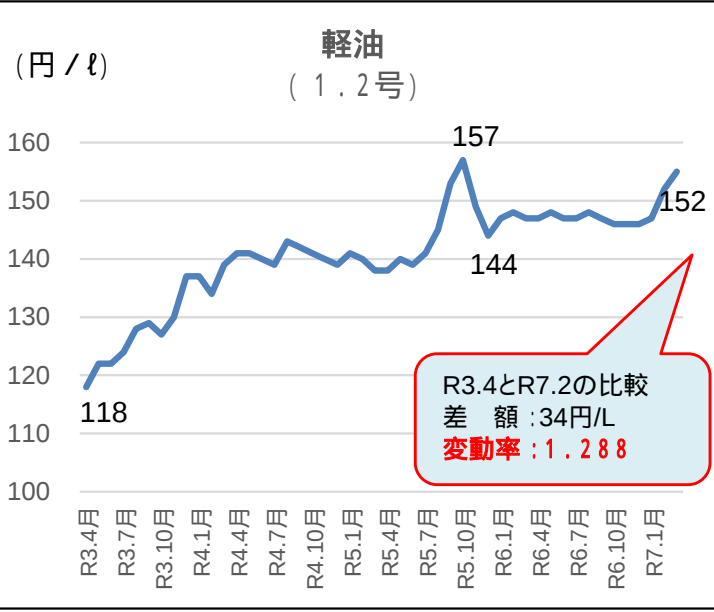
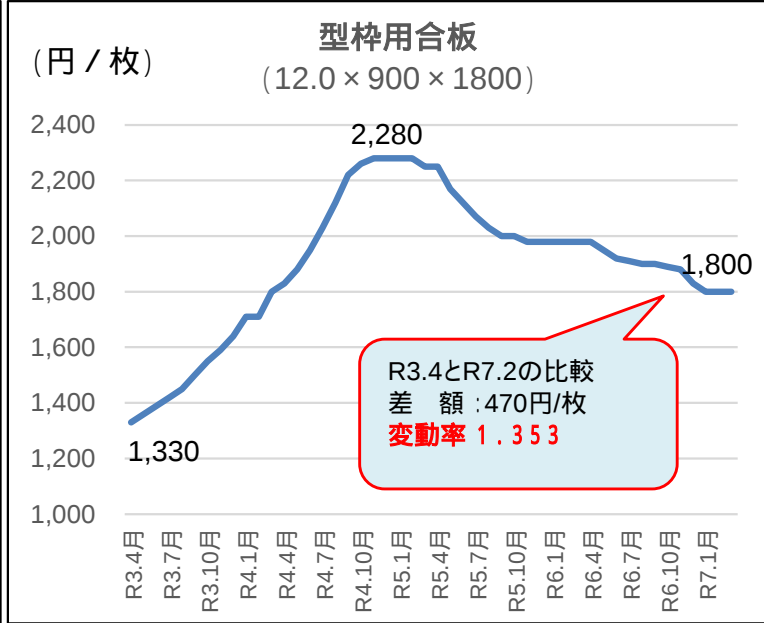
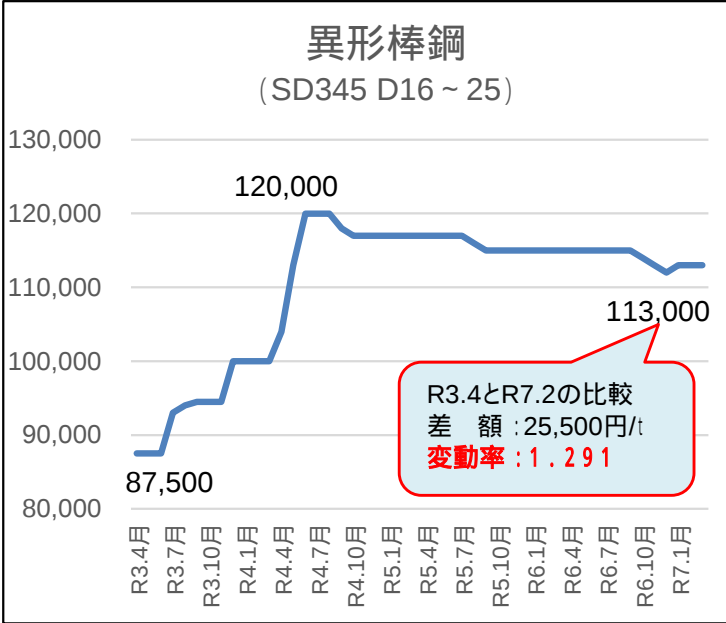
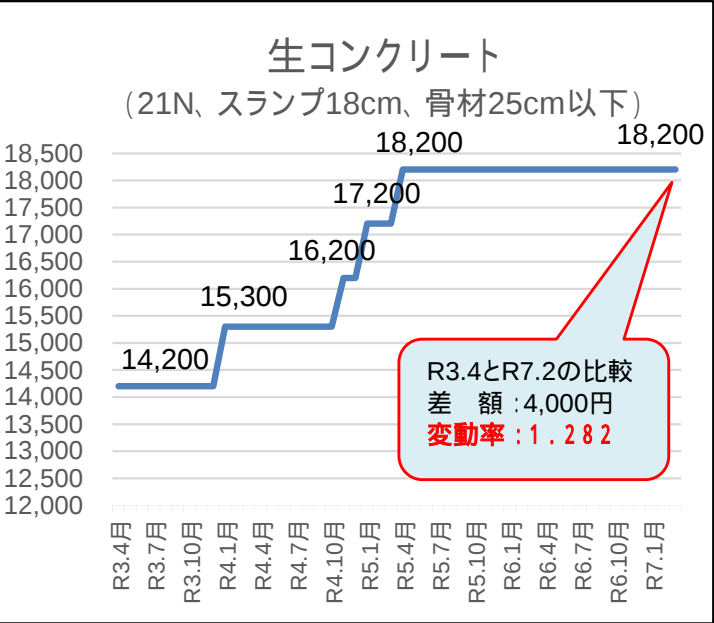
(4)積算

カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評定の減点はないが、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、**報告**することを求める。

4 . 建設資材等の高騰対策について

沖縄局管内における主要建設資材の価格推移状況(R3.4～R7.3)



価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
	(参考) R6沖縄総局 のスライド 適用状況	1件:維持修繕工	1件:改良工	4件:橋梁下部工(1件) 橋梁上部工(6件) その他(3件)

港湾空港関係除く

ご清聴ありがとうございました
